

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第41号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）に改める。

改正後	改正前
(行為の制限) 第2条 略 2 国又は県の機関（次に掲げる <u>独立行政法人等</u> を含む。以下この項において同じ。）が行う行為については、前項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国又は県の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。 (1) 略 <u>(2)</u> 略 <u>(3)</u> 略 <u>(4)</u> 略 <u>(5)</u> 略 <u>(6)</u> 略 <u>(7)</u> 略 <u>(8)</u> 略 3 略	(行為の制限) 第2条 略 2 国又は県の機関（次に掲げる <u>公団等</u> を含む。以下この項において同じ。）が行う行為については、前項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国又は県の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。 (1) 略 <u>(2)</u> <u>独立行政法人緑資源機構</u> <u>(3)</u> 略 <u>(4)</u> 略 <u>(5)</u> 略 <u>(6)</u> 略 <u>(7)</u> 略 <u>(8)</u> 略 <u>(9)</u> 略 3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。